明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行期日を定める政令（三〇七）　二
○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（三〇八）　六
○一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令（三〇九）　七
○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三一〇）　九
○農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（三一一）　九
○外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令（三一二）　六

〔省　令〕

○医師法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一三一）　九
○所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則（国土交通八三）　六

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十六年分）を公表する件（総務三七二）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十七年分）を公表する件の一部を訂正する件（同三七三）　七
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分）を公表する件の一部を訂正する件（同三七四）　三
○政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成二十八年分）を公表する件（同三七五）　六
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（平成十二年分・平成二十七年分・平成二十九年分）を公表する件（同三七六）　七
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務二九七～三〇〇、三〇二、三〇三）　九
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（同三〇一）　八
○平成三十一年度及び平成三十二年度において高等学校用教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件（文部科学二二〇、二二一）　四

本号で公布された法令のあらまし

◇所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行期日を定める政令（政令第三〇七号）（国土交通省）

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三〇年法律第四九号。附則第一項ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成三〇年一一月一五日とし、同項ただし書に規定する規定の施行期日は平成三一年六月一日とすることとした。

◇所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令（政令第三〇八号）（国土交通省）

1　土地の所有者の探索の方法、物件の所有者の探索の方法、土地等の権利者の探索の方法及び土地の関係人の探索の方法について定めることとした。（第一条及び第六条～第八条関係）

2　簡易建築物の要件について定めることとした。（第二条関係）

3　地域住民等の共同の福祉又は利便の増進に資する施設及び土地収用法第三条各号に掲げるもののうち地域住民等の共同の福祉又は利便の増進に資するものについて定めることとした。（第三条及び第四条関係）

4　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「法」という。）第九条第三項の規定に基づく土地収用法第九四条第二項の規定による裁決の申請手続について定めることとした。（第五条関係）

5　特定所有者不明土地を収用し、又は使用することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償に関する細目について定めることとした。（第九条関係）

6　特定登記未了土地につき相続登記等がされていない期間について定めることとした。（第一〇条関係）

7　法第二七条第一項又は第三七条第一項の規定による裁定の申請に係る手数料について定めることとした。（第一一条関係）

8　この政令は、一部の規定を除き、法の施行の日（平成三〇年一一月一五日）から施行することとした。